

大阪広域水道企業団職員の就業規則の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団特定事業主行動計画の取組目標である「男性の育児参加休暇」の取得促進のため、当該休暇の取得可能期間を「出産の日後8週間を経過する日まで」から「出産の日後16週間を経過する日まで」に拡大します。
- 2 この規程は、平成28年7月1日から施行します。